

ID: 224

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	施設使用料の徴収		
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第9条第2項		
例規番号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】			
(施設使用料)			
第9条 第4条の規定により会館を使用する場合は、施設使用料は無料とする。			
2 第5条の規定により会館を使用する場合は、別表第1に定める施設使用料を納めなければならない。			
3 前項の施設使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。			
別表第1(第9条関係)			
老人福祉会館施設使用料金表			
			施設使用料金
			夜 午後6時～午後9時30分
番	室名	収容人員	円
1	111大広間	人 140	12,010
2	112和室	20	2,240
3	舞台		1,620
備考			
1 市外居住者が使用するとき、施設使用料の10割の額を加算する。			
2 使用許可時間を繰り上げて使用するとき、30分間に限り、施設使用料の2割の額を加算する。			
3 使用料金算定において10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。			
【基準】			
根拠条文と同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 225

担当部署: 福祉部 高齢介護課

処分の概要	附属設備等使用料の徴収																											
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第9条の2第2項																											
例規番号	昭和51年条例第30号																											
<p>【根拠条文】 (附属設備等使用料) 第9条の2 第4条の規定により会館の附属設備等を使用する場合は、無料とする。 2 第5条の規定により会館の附属設備等を使用する場合は、別表第2に定める附属設備等使用料を納めなければならない。</p> <p>別表第2(第9条の2関係) 附属設備等使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 45%;">品名</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 30%;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明器具</td> <td>スポットライト</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">810</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">音響装置</td> <td>マイクロホン</td> <td>1本</td> <td style="text-align: right;">810</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本</td> <td style="text-align: right;">810</td> </tr> <tr> <td>テープレコーダー</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">810</td> </tr> <tr> <td>レコードプレーヤー</td> <td>1台</td> <td style="text-align: right;">810</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>金屏風</td> <td>1双</td> <td style="text-align: right;">2,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この使用料は、全日をもつて1単位とする。 2 市外居住者が使用するとき、使用料の10割の額を加算する。 3 この料金表に規定しないもの及び持込み器具のうち電気器具その他を使用する場合は、別に実費を徴収する。なお、電気器具については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1. 5KW未満 無料 (2) 1. 5KW以上 1. 5KWごとに500円 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				種別	品名	単位	使用料(円)	照明器具	スポットライト	1台	810	音響装置	マイクロホン	1本	810	ワイヤレスマイクロホン	1本	810	テープレコーダー	1台	810	レコードプレーヤー	1台	810	その他	金屏風	1双	2,440
種別	品名	単位	使用料(円)																									
照明器具	スポットライト	1台	810																									
音響装置	マイクロホン	1本	810																									
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810																									
	テープレコーダー	1台	810																									
	レコードプレーヤー	1台	810																									
その他	金屏風	1双	2,440																									
備考																												
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日																									

ID: 229

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第15条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和51年条例第30号</p>		
<p>【根拠条文】 (管理権の特別行使) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは入場を禁止し、若しくは退場等を命ずることができる。 (1) 使用許可願の申請人、使用目的及び使用内容が実際と著しく異なるとき。 (2) 許可の条件を履行しないとき。 (3) 秩序を乱し、又は乱暴、けん騒等の迷惑的行為を改めないとき。 (4) 利用者が義務を履行しないとき。 (5) 関係職員の指示に従わないとき。 (6) 非常災害のとき。 (7) 凶器、火薬、劇薬、石油類その他危険物を携帯するとき。 (8) その他管理上必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 242

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>保険料の督促手数料の徴収</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市介護保険条例 第8条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成12年条例第11号</p>		
<p>【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき80円とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和 2 年 10 月 1 日</p>

ID: 243

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>延滞金の徴収</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市介護保険条例 第9条第1項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成12年条例第11号</p>		
<p>【根拠条文】 (延滞金) 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第7条の規定による。 (延滞金の割合の特例) 第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和 3 年 10 月 1 日</p>

ID: 246

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>過料</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市介護保険条例 第13条から第16条まで</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成12年条例第11号</p>		
<p>【根拠条文】 (過料) 第13条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 第14条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。 第15条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第16条 詐欺その他不正の行為により保険料その他この法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第17条の規定による。 第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。 2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

ID: 247

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>減免又は徴収猶予の取消し</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市介護保険条例施行規則 第13条第1項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成12年規則第19号</p>		
<p>【根拠条文】 (減免又は徴収猶予の取消し) 第13条 市長は、保険料の減免又は徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その適用の一部又は全部を取り消し、その額を一時に徴収する。 (1) 資力が回復したため、減免又は徴収猶予することが不相当であるとき。 (2) 詐欺その他不正の行為により、減免又は徴収猶予の適用を受けているのが発見されたとき。 2 前項の規定により減免又は徴収猶予の取消しをしたときは、保険料減免(徴収猶予)の取消通知書によって通知する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 249

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>高齢者生活支援ショートステイの利用の中止</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則 第10条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成12年規則第43号</p>		
<p>【根拠条文】 (利用の中止) 第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を中止することができる。 (1) 利用者が感染性疾患を有し、他の者に感染させるおそれのあるとき。 (2) 利用者が疾病等により医療機関において入院治療を受ける必要があるとき。 (3) 利用者が他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす等により施設に入所させることが適当でないと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 250

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>利用登録の取消し</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市高齢者生活支援ショートステイ運営事業実施に関する規則 第11条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成12年規則第43号</p>		
<p>【根拠条文】 (利用登録の取消し) 第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消すことができる。 (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。 (2) 利用者が死亡したとき。 (3) 利用者が老人ホーム等の施設に入所したとき。 (4) 利用者又は介護者から利用辞退の申請があったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないと市長が認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 255

担当部署: 福祉部 高齢介護課

<p>処分の概要</p>	<p>芦屋市立デイサービスセンターの利用の中止等</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 第7条 (第9条において読み替える場合を含む。)</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成7年規則第35号</p>		
<p>【根拠条文】 (入館の制限等) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の入館を制限し、又は事業の利用を中止させることができる。 (1) 利用者が酩酊しているとき。 (2) 利用者が他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。 (3) 利用者が前条に規定する届出を怠ったとき。 (4) その他デイサービスセンターの管理運営上支障があると認められるとき。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第9条 条例第9条の規定によりデイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせる場合の第7条及び前条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>